

大口町告示第38号

大口町妊婦、産婦及び乳児健康診査実施要領の一部を改正する要領を次のように定める。

令和3年3月30日

大口町長 鈴木雅博

大口町妊婦、産婦及び乳児健康診査実施要領の一部を改正する要領

大口町妊婦、産婦及び乳児健康診査実施要領（平成9年大口町告示第24号）の一部を次のように改正する。

第1条中「妊婦、産婦及び乳児の健康の保持増進のため並びに異常の早期発見及び早期治療を図り」を「妊婦及び産婦（以下「妊産婦」という。）並びに乳児の健康の保持及び増進並びに異常の早期発見及び早期治療を図るため」に改め、「、安心・安全な妊娠・出産のため」を削り、「母子保健法（昭和40年法律第141号）の次に「。以下「法」という。」を加え、「大口町が実施する妊婦、産婦」を「町が実施する妊産婦」に改め、「健康診査」の次に「（以下「健康診査」という。）」を加える。

第2条中「妊婦、産婦」を「妊産婦」に改め、「（満1歳に満たない者をいう。以下同じ。）」を削る。

第3条第1項中「大口町と健康診査の実施について委託契約を締結した愛知県内（以下「県内」という。）の医療機関及び助産所並びに健康診査の実施を受諾した愛知県外（以下「県外」という。）の医療機関及び助産所（以下「委託医療機関等」という。）で」を「町長と委託契約した医療機関（以下「委託医療機関」という。）において」に改め、同条第3項を削り、同条第2項中「健康診査の回数は、妊婦1人につき14回、産婦1人につき2回、乳児1人につき1回とする」を「健康診査の受診回数及び内容は、別表のとおりとする」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定に関わらず、委託医療機関で健康診査を受診することが困難な場合は、委託医療機関以外の医療機関又は助産所（以下「委託医療機関以外の医療機関」という。）において受診することができる。

第4条第1項中「町長は」の次に「、法第15条に規定する妊娠の届出をした者に対し」を加え、「（様式第1）」、「（様式第2）」、「（様式第3）」及び「妊娠の届出のあった者に各1枚」を削り、同条第2項を次のように改める。

2 町長は、転入者が健康診査の対象であることを確認した場合、又は受診票を毀

損又は紛失した者から受診票の再交付申請があった場合には、妊婦・産婦・乳児健康診査受診票交付（再交付）申請書を提出させて必要な受診票を交付するものとする。

第4条第3項及び第4項を削り、同条第5項中「県外の委託医療機関等」を「委託医療機関以外の医療機関」に、「受診しようとする者」を「受診する者」に改め、「（様式第5）」及び「（様式第6）」を削り、同項を同条第3項とし、同条第6項中「明らかにしておかなければならない」を「明らかにしておくものとする」に改め、同項を同条第4項とする。

第5条を次のように改める。

（受診票の有効期間）

第5条 受診票の有効期間は、妊婦健康診査については交付の日から分娩の前日までとし、産婦健康診査については分娩の日から8週以内とし、乳児健康診査については出生の日から1歳1か月になる前日までとする。

第6条第1項中「妊婦、産婦及び乳児健康診査」を「健康診査」に、「受けようとする者」を「受ける者」に、「受診希望者」を「受診者」に、「委託医療機関等」を「委託医療機関」に改め、同条第2項中「県外の委託医療機関等」を「委託医療機関以外の医療機関」に、「受診しようとする者」を「受診する者」に、「委託医療機関等」を「当該医療機関」に改める。

第7条を削る。

第8条第1項を次のように改める。

委託医療機関は、委託契約に基づき、愛知県国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）を介して健康診査に要した費用を町に請求するものとする。

第8条第2項中「その請求があった月の翌日の25日までにその請求をした医療機関等」を「連合会を通じて委託医療機関」に改め、同条第3項中「県外の委託医療機関等」を「委託医療機関以外の医療機関」に、「当該健康診査」を「健康診査」に、「直接その医療機関等に支払わなければならない」を「当該医療機関に支払うものとする」に改め、同条第4項中「前項」を「前項の規定」に改め、「直接委託医療機関等に」及び「（様式第8）」を削り、「県外で受信した健康診査結果報告

書」を「健康診査の結果が記入された受診票」に改め、後段として次のように加える。

この場合において、助成を受けることができる金額は、町と委託医療機関が締結する委託契約に定める額を上限とする。

第8条第5項中「速やかにその請求者に当該請求額（当該請求額が県内の委託医療機関等との委託契約に基づく費用により算出した金額以上のときは委託契約に基づく費用により算出した金額、当該請求額が県内の委託医療機関等との委託契約に基づく費用により算出した金額より小さいときはその金額）」を「申請者に当該請求額」に改め、同条を第7条とする。

第9条第1項中「委託医療機関等」を「委託医療機関及び委託医療機関以外の医療機関」に、「妊婦、産婦」を「妊産婦」に改め、同条第2項中「妊婦、産婦」を「妊産婦」に改め、同条を第8条とする。

第10条中「委託医療機関等及び大口町を始め」及び「第2条に定める対象者、受診希望者及び」を削り、同条を第9条とする。

第11条を第10条とする。

附則の次に次の別表を加える。

別表

健康診査の区分		健康診査の内容
子宮頸がん検査		細胞診検査
妊婦健康診査	第1回	基本健診、超音波検査、初回血液検査
	第2回	基本健診
	第3回	基本健診
	第4回	基本健診、超音波検査
	第5回	基本健診
	第6回	基本健診
	第7回	基本健診
	第8回	基本健診、超音波検査、血色素検査、血糖検査、HTLV-1

		抗体検査、性器クラミジア感染検査
	第9回	基本健診
	第10回	基本健診、GBS検査
	第11回	基本健診
	第12回	基本健診、超音波検査、血色素検査
	第13回	基本健診
	第14回	基本健診
産婦健康診査	第1回	基本健診、授乳状況の把握及び産婦のメンタルケア
	第2回	
乳児健康診査	第1回	一般診察
	第2回	

様式を削る。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。